

第九部

第一回 参議院農林委員会會議錄第二十三号

(三三九)

付託事件

- 農地開墾法の改正に関する陳情(第一号)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十号)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三号)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四号)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二号)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十二号)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三号)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七号)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出対策改善に関する陳情(第六十八号)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情(第七十号)
- 農地委員会の経費を全額國庫負担とするに關する陳情(第七十三号)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願(第七十七号)
- 主食需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫負担とすることに關する陳情(第八十号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四号)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業経費を國庫負担とすることに關する陳情(第八十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第一百二二号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五五号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九号)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案(内閣送付)
- 農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整備等に関する法律案(内閣送付)
- 函館宮林局の管轄区域變更に関する請願(第五十四号)
- 養用人参試験場設置に関する請願(第六十六号)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八号)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第二百三十号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第二百三十一号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十三号)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第二百三十八号)
- 米穀供出に対する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に関する陳情(第二百四十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百五十号)
- 選配主食の價格に関する陳情(第二百五十二号)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國営とすることに關する請願(第二百八十八号)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第二百九十五号)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に関する請願(第二百二二号)
- 新炭の價格に関する陳情(第二百六十号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十三号)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第二百七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百八十七号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百八十八号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百九十二号)
- 市営競馬の施行に関する陳情(第二百二二号)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百七十七号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百九十九号)
- 農作物「養蚕週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百三十三号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十号)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二号)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漑用水路に関する請願(第二百一十一号)
- 藤山演習地の返還並びに開拓計画變更に関する請願(第二百三十五号)
- 食糧配給確保に関する陳情(第二百二十六号)
- 林業振興対策に関する陳情(第二百二十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一号)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百三十五号)
- 米麥需給計画の根本方針に関する陳情(第二百三十六号)
- 農業保險法制定に関する陳情(第二百四十四号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十五号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百四十八号)
- 新炭需給調節特別会計法を改正する法律案(内閣送付)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廃に関する請願(第二百七十六号)
- 開拓対策に関する請願(第二百七十七号)
- 旧軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに関する請願(第二百八十三号)
- 十勝種馬育成所用地開放に関する請願(第二百八十五号)
- 昭和二十二年度産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百六十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百七十一号)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十号)
- 勤労大衆の食糧危機突破対策に関する陳情(第二百八十二号)
- 日本競馬会に関する陳情(第二百八十三号)
- 農村指導農場開設に関する陳情(第二百九十四号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五号)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百九十九号)

○農地開闢官團の行う農地開闢事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案（内閣提出）
○臨時農業生産調整法案（内閣送付）
○重要肥料統制法等を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○小阪部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願（第二百七十七号）
○旭川合同用水工事促進等に關する請願（第二百九十九号）
○農地改革促進に關する請願（第二百十三号）
○東京都内の食糧配給に關する陳情（第三百七十七号）
○農業会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百三十三号）
○種卵及びひなの價格撤廃並びに養鶏用飼料増配に關する陳情（第三百十八号）
○農業会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百十九号）
○農業会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百二十五号）
○開拓融資金増額に關する陳情（第三百二十号）
○農地法による山林開闢行過是正に關する陳情（第三百三十二号）
○農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情（第三百三十五号）
○千葉縣長生野茂原乾欄所の設備を縣運來金に還元することに關する陳情（第三百三十七号）
○農業協同組合法案に關する陳情（第三百四十二号）
○三方原揚水事業に關する陳情（第三百四十五号）
○富士山ろく開闢農業用水事業促進に關する陳情（第三百四十九号）

○こうじ類の一般製造に關する請願（第二百四十六号）
○茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願（第二百四十八号）
○茨城縣下のかん害対策助成に關する請願（第二百七十六号）
○大池用水幹線改良に關する請願（第二百九十号）
○主食配給に關する陳情（第三百六十号）
○農業協同組合法案に關する陳情（第三百七十八号）
○農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情（第三百八十号）
○奈良縣下のかん害対策に關する陳情（第三百八十七号）
○農業協同組合法案に關する陳情（第三百九十号）
○農業会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百九十二号）
○農業共済保險法案中の農家負担等に關する陳情（第三百九十三号）
○食糧緊急対策に關する陳情（第三百九十九号）
○農協協同組合獨立強化に關する陳情（第四百号）

昭和二十二年十月七日（火曜日）
午前十一時三十一分開会

本日の會議に付した事件
○農業協同組合法案
○農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案

○委員長（橋見義男君） それでは只今より委員會を開会いたします。大藏大臣に今日御出席をお願いしておりますが、只今閣議をやつておられますが、

呼びに行つておりますので、來られるまで、大藏省の銀行局長がお見えになつておりますから、銀行局長に御質問のある方はやつて頂きます。尚予て申上げましたように、大休本日で協同組合に對します質疑は一應予備審査として終了いたしましたと思ひますので、そのお積りでどうぞ御質問をやつて頂きます。

○松村眞一郎君 私共農業協同組合の組織されます團體の前途を考えますと、どういたしまして金融問題というところに重点を置いて進まなければならぬと思つております。從來政府の方針としましては、都道府縣に農工銀行といふものがあつて、その府縣に適切な金融をいたしておつたのであります。且それは農工銀行でありますから、主として工よりも農に重点を置いておつた。ところがその後勤業銀行の方では不動産金融といふところに重点を置きまして結果、その後段々農工銀行を勤業銀行に合併してしまつた。今日は地方自治團體といふことについて非常に重点を置くようになっておりますから、金融の面におきまして、或程度地方自治團體を根拠とした構成といふものを大藏省としてもお考にならなければならぬのじやないかと思ひます。何でも總て統一するといふ從來のやり方、戦時中には特にそういう傾向があつたのであります。三井銀行、三菱銀行とかいふようなものを対象にして帝國銀行ができたおつたおつた傾向であります。一般金融についてもそういう合同の措置をとられたのであります。今後はそういうことは許されません。特に独占禁止法の方面から申しても分課しなければならぬといふ

場合に、地方の自治體を根拠として考へるという地方的分課の面が一つあります。それから企業といふものを理解のある立場から金融するといふのが非常にいいのじやないかと思ひます。元來農工銀行のできたのも、そういう趣旨なのであります。それが不動産金融に移つてしまつたといふことは実は設立の当初の目的とは離れて來ておるのでないかと思ひます。殊に興業銀行は業を興すのでありますから、主として工業、インダストリーであると思ひます。その方に重点を置いておる。鉱工業といふところに金融をする。併しながらどうしても金融をいたす場合には事業に理解がないといふ金融はできませんから興業銀行がハサミ金山に融通して貸付金が固定した例もあり、北海道殖産銀行でも、或いは樺太の漁業権に融通をして貸付金が固定して自分でバックになつて経営しなければならぬといふことも生じた。日本興業銀行も企業に對して金融したけれど、金融した貸付金が焦げついてしまつて銀行の職員がその会社の役員になつて経営しておる。金融をやつて跡始末を自分でやらなければならぬといふことで、幾ら事業に理解があつても到頭事業の方に捲き込まれてしまつたといふ事例があるくらいで、況や事業に理解のない一般的の漠然たる金融關係を對象にしての銀行業といふものは非常にむづかしいのじやないかと思ひます。殊に經濟界が非常に複雑になつてくると、農本位に金融を考へることが必要であらうと思ひます。そのような意味におきまして農業といふものを目標にいたした理解ある金融業者の存立が非常に必要だと思ひます。そしてそれをど

うかして或いは日本銀行なり中央において各事業についての金融が偏しないような工合にいろ／＼考へて行くといふことはこれは必要だと思ひますけれども、或程度において分課された金融を業者は要望しておる。私共農林行政に携つておりました経験から申しますと、昔から林業は林業で森林の金融を要望しておる。水産は水産で水産の金融を要望しておる。農林中央金庫ができましたときに、水産中央金庫が産業組合をバックにしたところの農林の中央金庫ができるならば、水産中央金庫も併せてよいじやないか、漁業組合をバックにして……、それがその金融の方で中央農林金庫は水産も漁業も併せて金融することにしておりますけれども、どうしてもこれはエキスパートが要るのじやないかと思つたのであります。嘗ては勤業銀行などに水産金融を求めに行つた場合に、水産金融をどういう程度に融通すべきかといふことを勤業銀行で調査しておるのがありますが、それを見ますといふと、如何に水産金融の申込があつたときに断るかといふような資料になつておる。非常にむづかしいといふようなことを書いてある。組合では金融する積りはないのであつて、断る積りの調査をしておるような感じを私はいたしたのであります。この農業金融についても私はそうだと思います。そういうわけでありまして、從來中央金庫が農業専門に力を盡しておつたのでありますから、今後の金融と雖も、商業金融は商業者だけの問題でありますから、特別に考へてもよいかと思ひますが、併し一方において商工の組合をバックにしたところの金融機關もできておるようなわ

考慮を願いたいということを政府委員に伺つております。大臣もそういう点については御考慮がありますか、伺いたいと思います。

○國務大臣(栗栖勉夫君) 答えたいと思います。産業別の金融機関を作るといふことのお尋ねでございますが、これは業種について理解を深める。こういうことの上においては、一面において非常に長所があるのでありますが、それと同時に、短所といたしましては、非常に金融機関の業種が狭くなつて、そうして金融機関というものは、御承知のように一方で信用を取つて相手に信用を受ける。信用を取る形式では債券の発行もありませんけれども、多くは預金の吸収であります。そうして信用を受ける方は手形の割引とか、その他の貸出しの面におきまして、業種の關係が非常に専門的なものについて密接になるという点については、業種別の金融機関というものが考えられるのであります。併しながら業種が日本のような現状におきましては非常に狭くなつてしまつて、そうして収支の債権とかいうような点において非常に危険性を増すわけでありまして、それから又預金を取る上におきまして、資金を集める面におきまして、そういう一方の業種に対してのみ貸出しをするということになりますと、なか／＼預金その他の資金が集まらん点があるのであります。例えば先年船舶金融の専門の金融機関を作る。或いは最近鉄道とかその他の交通の専門の金融機関を作る。こういうような問題が出たのでありますけれども、併しながらこれはどうもそういうような点において、うまく成功をしなかつたのであります。併

しもつと眼を大きく見ますと、一般の金融機関と特別の金融機関、特殊の目的を持つた金融機関というようなことは、或意味においては、これは日本の現在では非常に必要なのであります。現在ではいわゆる特殊金融機関と一般の金融機関とに分れてしまつて、特殊金融機関の面においては、或いは農業、或いは工業、或いはこの不動産とか、そういうような特殊の金融を扱つておることになつてゐるのであります。現状はまあそういうような關係でございますが、今後の問題といたしまして、やはり日本の金融機関の發達の過程、及び産業の將來を盛り立つて行くといふ必要から見ますと、一般の商業銀行的な金融機関の外に、更に特殊の金融機関、或いは農業方面の金融機関、或いは工業その他の産業方面の金融機関、更に又一般の中小工業とか、或いは庶民の金融機関というような種類のものが特殊のものとして必要でないか。かように考えておるのであります。そこで金融機関の再建整備その他が進みますれば、いずれそういう方向に更に検討を加へまして定めて行きたいと、かように考えておる次第であります。

○板野勝次君 大蔵大臣に大体三つの点について質問したいのですが、第一の点は今度の農業協同組合を積極的助成して参ります上からも、適正利率による長期と短期の農業資金の貸付といふものは、是非必要な條件の一つになつて参ると思つております。従つて農業資金の低利融資に対する蔵相の見解を承わりたい。第二点は先月の新聞紙上であつたと思つたのですが、土地使用税が創設されるかも知れない。而も土地使用税の構想としては、税率が田畑に重く、宅地に輕くなるような構想で今検討中だということなんです。そこで農民は二種事業所得税の重圧に苦しんでゐる際に、更に土地使用税が創設されるというのでは、農民の現在の状態に鑑みまして、著しく農業経営の困難な状態を助成すると思はれるので、若しこれが創設されるとしますならば、農民にとりましては一大脅威になると思つております。こういう点が若しデマであるならば、勿論この際そのことを言明して頂きたいし、若しその意思があるならば、できるだけその如く徴税の面から見て未だ替へないような重税を課せないようにして頂きたいと思つたのですが、その点に対する見解をお伺いしたいのと、第三には先日米價の問題を繰り返して、平野農林大臣は千八百円ベースを、必ずしも米價設定の際に千八百円ベースから算出するということは考えないし、又千八百円ベースを必ずしも固持しようとは片山首相も考えていない。こういう答弁があつたのですが、今日の新聞を見ますと、昨日の参議院の財政金融委員会、大蔵大臣は千八百円ベースはあくまで堅持するのだという答弁があつたように紙上に発表されておるのですが、片山首相と平野農林大臣の見解に対するに、蔵相の千八百円ベース堅持という説は、閣内不一致を意味するのではないかと思つたのです。従つてそこから片山内閣の政策破綻が窺われるのですが、その点に対する蔵相の見解を承わりたい。

○國務大臣(栗栖勉夫君) 答えたいと思います。第一点であります、農業金融の振興と疏通を図るということは、現在國家として非常に必要であることは、申すまでもないと思つております。これはこのことは長期的な、そして大口な金融と小口の金融というものを分けて考える必要があると思つております。で大口、或いは長期的な金融といふことになりましたは、只今は不動産金融の特設機関として、勸業銀行がこれに當つておりますと同時に、この農林中央金庫が非常に大きな動きをいたしました。これに當つておるわけでありまして、それからこの小口、或いは地元の金融というような關係では、地方銀行あたりもいたしておりまして、地方銀行あたりもいたしておりまして、その他に農業会もいたしておつたわけでありまして、で今後の問題といたしましては、この農林中金、勸業銀行は特設の機関としまして、殊に農林中金といふものに対しては大口、或いは長期的な農業金融の元締め的な仕事をお願いするといふ点において非常に大きな存在だと考えておるのであります。これを中心にいろいろこの農業金融の大口、或いは長期的なもの、の促進、或いは疏通といふことを図りたいと考えるのであります。勸業銀行におきまして、勿論不動産金融としての動きをいたしますので、こういう方面にも大いに働いて貰わなければならぬ。こう考えておるわけでありまして、農業会につきましては今回只今御審議を願いますところによりまして解散になりますが、これに代りまして協同組合ができるわけでありまして、この協同組合は地元、或いは小口の農業金融として極めて重大な役割を果すことに相成りますので、私もいたしましては、これを完全に、健全に育成し、育てて行くといふ点において非常な関

心を持つておる次第でございます。これにつきましてはいろいろ資金的、その他の必要に應じては指導もいたしまして、そして十分に發達を遂げさせるようにいたしたいと、かように考える次第であります。そうして先程農業動産信用法の話もありましたけれども、この種の信用、この種の制度を利用して担保を附けるということ、或いは小口地元金融としましては、人柄などを中心として最も活きた金融をするといふことも必要であらうと思つたので、そういう点についても協同組合のその方面の働きというものについて多大の希望を持つております。又この指導をよろしいようにしたいと、こう考えまして、農林當局ともいろいろ打合せて今後の点を考えておるような次第でございます。

それから第二の点の土地使用税の問題であります、これはただ新聞に傳えるところでありまして、私共は一切関知しておらんとするところなのであります。私自身は今こういうものについて纏つた考えを持つておらぬような次第でございます。

それから三番目の米價に関する問題で、農林大臣の答弁があつたといふことでありますが、それは私はどういふ関連で話されたか存じませんが、昨日は給與予算編成の点においてこの千八百円ベースを基とし、それを維持して立てるかといふ話がありまして、これを立てておらぬことを申ししたのであります。総理も申しておられるように、やはり千八百円ベースはこれを盛り立てて行く。併し釘付けはしないといふことを言つておられると思つたのであります。それと全く同趣意なことを言

く成功をしなかつたのであります。併
使用税が創設されるかも知れない。而
融の振興と疏通を図るという事は、

融の振興と疏通を図るという事は、

育つて行くという点において非常な関

ります。それと全く同様なことを言

つたのであります。さよう御了承を
願いたいと思つてあります。

○板野勝次君 只今第一の農業資金の
問題ですが、これは司令部の農地解放
に伴う覚書の中にも、明かに長期短期
の資金について要請されておる点で、
只今の蔵相の答弁では、果して農業協
同組合が創立されて行つて、農業資金
がどの程度まで不安なく借りられるの
かという点に明かにされてない
ので、できればこの機会にそういう
具体的な計画が今一つ進んで示され
たいと思つたのですが、それが一つ、そ
れから第二番目の土地使用税の創設に
ついては、新聞が伝えるだけで今自分
では関心を持つていないと、こういう
お話であります。今はないが、予算
の編成の過程において関心を持つて来
るといつたような場合に、蔵相として
あくまで使用税というものの創設はし
ないという方針であるかどうか。この
点を一つこの機会に承つて置きたいと
思います。

○國務大臣(栗栖勉夫君) 農業金融の
疏通という事は、私も長いこと金融
の畑におりまして非常に考えたのであ
りまして、協同組合は資金的關係をど
ういうようにして疏通して行くかとい
うことであります。協同組合におき
まして、一つは預金の受入れというこ
とについて十分のお骨折を願ひ、貯蓄
の増強ということがインフレーション
の抑止、更に又この農業資金その他の
資金への緊要なる事業資金への供給の
元をするという点において非常に必要
であるのであります。預金の受入れ
ということも非常に御願ひして置きた
いと存じておるのであります。それと
同時にその集つた資金を適正に農業金

融、或いはその他の方に振り向けて運
用して行く。それが若し過ちがありま
すと、結局信用が欠如し、破綻をする
ということではこの金融の面において
困るわけでありまして、十分その辺
を連絡をとつてこの指導の下に育成し
て行きたいと思つておる点で、尙
資金的關係においては只今農林中金と
いうものの關係その他を考慮いたし
ておりまして、これは農林中金などが
特別な機關として更に大きな働きを示
すための整備というようなことの必要
に迫られておる点で、それに一貫
をいたしまして具体的な連絡をつけた
いと考へておる次第であります。農林
中金におきましては、更に日本銀行と
の關係を附けるのであります。そこ
で資金的に、必要な預金引出し等の
資金は、又貸出し資金も必要のものに
つきましては、間違ひのないようにや
つて行けると、こう考へておる次第で
ございます。協同組合の金融というも
のは、いわゆる地元或いは小口の金融
が主であらうと、こう考へるのであり
まして、そこでどうしても大口その他
は農林中金その他のものにも相當の依
存をして行かなければならんと、かよ
うに考へる次第でございます。とこ
ろで土地使用税であります。私共仮定
を設けてお答をするという事は非常
にまずいことで、追加予算を一般に編
成をいたしてありますから、その際
いろいろ申上げたいと思つておる点
ですが、只今のところそういうような
のを我々全然考慮しておらんのであ
りまして、あの記事の如きは新聞に傳
えらるゝところで、私共は全然聞知し
ないと申したのでございます。何も考
えておらん次第でございますので、そ
の辺で

御了承を願ひたいと思つております。
○板野勝次君 関知していません。兎に
角そういう意見は持つておられないと
いうわけですか。

○國務大臣(栗栖勉夫君) そんな意見
も持つておりませんし、実は研究もい
したこともないのでございます。

○板野勝次君 それからも一つ、ど
うも小口、大口の金融の問題について
不安があるのですが、現在の貯金の受
入れ、貯蓄の増強等の問題についても、
農村にそれ程期待できにくいのではな
いか。それから現在のいろいろな金融
の事情から見て、特にその農業協同組
合への金融助成というものを私はもつ
と突つ込んで、突き進んでの答弁が何
いたかつたのですが、あの期待ができ
なかつたことを甚だ遺憾に思つていま
す。現状から見れば、どうしてもこの
金融は、大きな金融は勿論國營に移し
て行くという方向に進まないと、この
金融がうまく行かないと思つていま
す。その点に対する見解だけ承りま
したら私の質問は終わります。

○國務大臣(栗栖勉夫君) 今お尋の初
めの部分にも私の説明を附加して置き
たいと思つておる点で、この金融機
関であります。金融機関はやはり先
程も申しましたように、預金の受入れ、
その他資金の受入れということをする
と同時に、貸出しをするという両面を
扱つてこれが本来の建前であり、本
來の姿であるのでございます。そこで
この協同組合というようなものを育成
するにつぎましては、やはりその両面
をよく調子を取つてやらすように、本
当に育成して行きたいと思つていま
す。唯貸出しの……借入れのために、
仮にも借入れのために農業協同組合を

作つてそこでするといふようなこと
なしに、やはり無駄な資金は預け入れ
る。併し必要な資金は引出し、或いは
借入れをする。そういうような両面を
使うといふことであくまで行かなけれ
ばいけません。と、こう考へる次第で
ございまして、説明を附加して置きます。
それから尙金融銀行の國營というお話
がございまして、これは銀行の國營
といふようなことについては長所、短
所がいろいろあるのでございます。私
只今日本の金融機關の現状及び將來新
しい日本の経済再建への資金必要を充
たす上におきましては、さうなことを
考へておらないのでございます。

○島村軍次君 協同組合の設立が農村
金融の今後の飛躍の場面に重大な役
割をすべきことは先程お話のあつた
通りであると思つておる点で、こ
の際大蔵當局に対して、この農林金融
の重要性の点から三三伺つてみたい
と思つておる点で、戦時中におきま
して非常に金融の強化を図られたので
ありますが、その間に処して農業会の携
りましてその実績というものは、私は
むしろ大蔵當局の考へておられる以上
に、戦争中は勿論のこと、戦後におい
て、若し農業会の担当した部分が不安
定であつたとするならば、これは農村
の経済の破壊を來しておつたのではな
からうかと考へておるのであります。
したが、その後における農村金融に対
する措置は、勿論金融措置令等の關係が
ありますが、政府としては余程こん
な部分において押えられた点もよく承
知いたすのであります。農林金融に
ついては零細なる資金を集めて、そ
うして農村に必要な再建の事業を行
うための農村金融が主眼でなければなら

ん。即ち自主的にこれを還元して行く
という原則から、事業部面においても、
それを有効適切に使つて行くといふこ
とでなければならぬと思つておる点
で、只今大蔵大臣の御説明を承つて
も、その根本原則には間違ひのないこ
とだと思つておる点で、ややも
するとその点に対して認識の足らない
点が非常に多かつたのではなからうか
と、かように考へるのであります。今
後ますます細分化されんといひます
る農村において、而も今日の日銀の発
行高によりまして、一千五百億を突破
いたしておるのであります。が、い
ゆる新田は新聞紙上の発表の通りに、
昨年の五月現在において日銀の発表に
よりまして、五割程度が農村へ集中さ
れたと言われたものが、現在ではうん
とそれが減つておつて、恐らく二割前後
のものに留まつておつて、他はいわゆる
闇ブローカー、或いは流通過程を通
じた配給部面において集中されてお
るというところが現状ではなからうかと思
うのであります。即ち農村の今後の金
融部面は、協同組合のできるというこ
とによつて、非常に混乱を來すと同時
に、更にこの資金が農村部面の資金運
用というものに、非常に梗塞を來すとい
う憂ひが多分にあることを、私は非
常に憂うるのであります。そういう見
地におきまして、例えば只今の銀行局
長からのお話もちよつとあつたのであ
ります。水害の問題、或いは關西に
起りました災害、震災等の緊急措置に
対する面は勿論のこと、更に今後再建
のために必要ないわゆる農村工業部面
に対する金融に対しては、相當多量に、
而も簡易な手続によつて疏通をする
といふことを、この際特にお考を願ひ

いと思うのであります。その一例といふことは、酪農事業の如きは、食糧の問題と併せて、國民の栄養の点から、この際早急にこれを擴充して行かなければならぬ。こういう場合に対する日銀なり、大蔵当局の考え方が、他の部面と比較しましては、どうも不足ではないかというこの疑いを持つてであります。そういう部面に対する大蔵大臣の率直なる御意見を承りたいと思ふのであります。大蔵大臣は興業銀行やなんかへおいでになりまして、農村金融に對しては相當の御理解も持ちになつておられますが、この際更に協同組合の発足と同時に、農村金融に對して將來積極的な措置を講ぜられることを、十分御留意願いたいという希望を附しまして、それに対する御意見を承つて見たいと思ふのであります。

尙第二には、農村金融が特殊な金融機関と一般金融機関と分かれることも、只今お説の通りでございますが、特に今度の協同組合法で一番問題になりました点は、縣段階における兼營の問題であると思ふのであります。從來農業金の扱つておりました當時におきましては、資金還元原則に従ひ、自主的に經營をやつて行くという点から考えまして、相當これは有効に使用せられ、且その圓滑を期しておつたのであります。今度の兼營、併せ行くとを導くという規定によりますために、先程御説明のありましたように、大口の一部分を縣の段階においてこれを消化し、且事業の運営を圖つて行くという点から行きますという、單位團體において總合經營をやり、兼營をやつて行く場合においてということをお認めておいて、而もこの縣段階におい

て、これを分離するというに對する意見は、農林當局の御説明は一應承つたのであります。大蔵省としては、これに對する見解をどう考へておられますか。一應この点も伺つておきたいと思ふのであります。率直に申し上げると、我々多少の経験を持つておる者から考えますと、一般金融機関といふものは、勿論これは信用の問題でありますから、直ちにそれがその資金運用に對して、資金の融通に對しては、相當の調査を要することは勿論であります。理解が少いということと、大蔵當局それ自身は、從來は非常に農村金融に對してはむしろ積極に扱ひにされたといふ幾多の実例があるのであります。これに對しては、私は現在の當局に對して、かれこれ申し上げるわけではございませんが、今後これに對して將來どういう方針を以て臨まれるか。こういう点も併せて伺つて見たいと思ふのであります。尙こういう金融の非常に梗塞した時におきましては、國家としてやらんならん仕事は沢山あるし、且産業の復興の点から、復興金庫といふものをお作りになつて、これに重点的に復興金庫をして行はしめるということに對しては、これは大いに賛意を表するところではあります。ところが、それだけでは極めて不十分である。なか／＼直ぐ、ずつと早い措置を講ずることが困難であります。そういう場合において、地方の金融機関、殊に農村における開拓事業等の如きは長期であります。勤銀或いは地方銀行等で融通を受けるということも一つの方法であると同時に、縣段階において、今度生まれるべき、信用事業を営む協同組合の連合會が、これ

らに對して融通をして、それに對して政府は保證をするの途を講ぜられることは私は事業の振興、食糧増産の上に極めて必要なことであると思ふのであります。現在では開拓法といふものがありまして、政府自身で資金を出されるところになつておりますが、私はこれを一步を進めて、むしろ一般金融の点から、特に協同組合において開拓の仕事をやらせると同時に、開拓に對する資金の融通をやる。それに對しては政府は保證をするといふような途を講ずることが必要ではないかと思ふのであります。これに對する御所見を承つて見たいと思ふのであります。

以上であります。

○國務大臣(栗栖勉夫君) お尋に對してお答えします。一番最初にお話になつた農林會の他が戰時中になつたところの動きをしたといふ点であります。それに對して補償打ち切りその他によりましてこの損失も出て來たわけでありまして、殊に農業金が小口の預金、一般民衆の預金といふものを取扱ひました關係もございまして、農業會であるならば、縣單位であらうと、それから單位農業會であらうとを問はず、政府では新制度に属する預金は一切保證をするといふことにいたしました。そして、損失の少ないように信用の維持に努めた次第であります。それから農業會が解散されまして協同組合ができるということになります。この移り変わりに對しては、農業方面に振り回されるべき資金が、或いは國とかその他の方面に流れ、農業資金が不十分になりはせんか。こういうお尋があつたのであります。この移り変わりにつきましては、先般も日銀當局及び農林中

央金庫當局ともしばしば會合いたしました。そして、そして更に農林省當局と大蔵省でも會合をいたしました。遺漏のないようなことを期しておるのであります。実は農業會の預金はそのまま協同組合の方へ移ることも極力指導をいたしたいと考えております。尙農林中金の方へも營業を譲り受けることができるところになつておりますので、必要に應じてはその方面にも預金を引受けることにいたしました。農業方面に振り向けられるべき資金はなるべく農業の方に止めて置きたい。こういうようにいたしたいと思つております。これは相當の指導もいたしたいと考えておる次第であります。

それから農業金融の重大なことであります。これは只今お話になりましたことと全く私は同意であります。殊に今後の日本の經濟といふものがいろいろ工業方面、食糧その他については、相當或いは大きな点を農業に依存する必要もございまして、農業の改善或いは農地の開拓、こういうような方面につきましては、資金の需要を円滑にして行きたい。かように考えて農業金融の疏通といふことは、單に協同組合方面に對して指導を盡すのみならず、農林中央金庫その他の方も機構を整備擴大いたしまして、十分にその辺は果したいと考えておる次第であります。尙この單位協同組合におきましては信用事業について兼營を認め、連合會におきましては信用事業を認め、この理由といふことであります。これも單位農業會といたしましては、本當に一般民衆、それから地元の窓口事務でございまして、却て信用事務とその他の經濟事務といふものを一緒に

いたす方が便宜であり、若し分けたりなんたりすれば、徒に機構を作つて、そうして費用は益がない。かように考へておりますので、兼營を認めておる次第であります。連合會になりますと相當大きな信用事業にもなります。これはむしろ他の經濟事業と一緒に営みますと、却て一方に集中をして、そうして全力を挙げて信用事務を扱うといふような趣意にも反することになります。こうなりますとむしろ分離して、分離はいたしますけれども、事實的な關係におきましては双方密接なる關係の下に、信用事業は信用事業を專門として運営されるということが最も必要であります。農業金融を疏通する所以であらうと考へて、かような方針をとつた次第であります。

それから大蔵省におきましては、從來農業金融機関その他を離子扱いにするといふようなお話があつたのであります。私はまあ今もお話がありましたように、長年金融の島に育ちまして、殊に農林中央金庫とは密接な關係の下に今日まで仕事をいたして來た關係もありません。農林中央金庫の日本の金融機関として必要なことは十分承知をしておる次第であります。又協同組合といふものは、この地元或いは小口、一般民衆に對する農業金融の扱い口として非常に必要だといふことも考へておりますので、決して大臣といつた上とは毛頭ないといふことをここで御理解ができると思つた次第でございます。それから土地の開拓その他の費用を民営でいたします場合に、その資金を調達する。その場合に政府が保證したらどうかというお話であります。この

政府が保證するということも考えられ

法で以て何らかの統制をとるような御

なしてありますものは、何といつても

な意味合からいたしまして、やはりこ

らどうかというお話であります。この

に對しましては、或程度の國家の保証というような制度が今後確立されなければならん。本當に補助金も駄目である。それから金融も非常に不円滑であるということになると、農村の振興は期して待つことができない。かような意味合からいたしましたして、補助金の少くなつたのを補ひ、農林金融に對しまして國家が何らかのバックをなして頂く。いわゆる保証の制度を立てる。ということも考えなければならんと思ふのであります。これらの點に對しましてどういふような御見解を持つておられるか伺いたいと思ひます。

○國務大臣(兼樞密卿) 只今石川議員の御質問に對してお答をいたしま

す。石川議員は農業金融にも関係して
おいでになりますので、私、かれこれ
申すまでもないことも思うのであり
ますが、銀行、信託会社或いはその他
の金融機関については、それ／＼基本
法がありまして、従来は非常な監督或
いは監査等をやつて來たのでありま
す。今後これをどうするかということ
は、又別な機会に申上げて見たいと思
うのでありますが、ところがこの協同
組合におきましては、そういうような
規定がない。これを如何にするかとい
うお尋ねであります。これに対してお
答を第一にしたいと思うのでありま
す。

御意見の通り、やはり自主的な協同
組合というものができるわけでありま
すが、それについては政府は先程來
ばしばば申上げましたように、資金の受
入と貸出業務、この両方面につきま
しても指導をいたしまして、そうして過
ちのないように、而も農業金融につい

て必要なる資金の供給、資金の吸上げ等をも十分さすようにいたしたいと考へるのであります。預金の受入その他につきましても、従来國民貯蓄の増進運動なほの場合にも、農業者が非常な担当をして頂いておるのであります。が、今後は協同組合によつて、その方面を是非担当して頂きたい。それについて、その指導も十分いたしたい。

こう考へております。それから尙貸出業務につきましても、不健全なる方面に資金を融通して、それがためにそこに大きな迷惑をすることになる。こういうお話は誠に尤もでありまして、貸出方面につきましても、従来と行き方は若干違ふと思ひますけれども、自主的に、民主的にそれに対して政府の指導という面から十分過ちのないように持つて行きたいと思ふのであります。

最近発行いたしました國債につきましても、農業者の方において相当の金額を引受けて貰つておるのであります。が、今後につきましても、協同組合の方でも、やはり指導の下にそういうような國債などについても引受けて貰うというようなこともいたして貰いたいと考へるのであります。

それからそういうような日々の事務についての指導をいたすと同時に、監査であります。金融機関の監査制度ということは、一般の問題としても現在非常に欠けるところがあると思ふのであります。戦争前におきましては、相当金融機関自体及び大蔵省その他の監督官廳が十分の監査をいたすことになつておつたのであります。戦時中人手がない。その他の関係でこの金融機関の監査ということについては非常に

欠けるところがあるのであります。そこで政府としましては、日銀を通じて或いは間接に或いは直接に金融機関に対する監査制度というものを非常に行なつて行きたい。殊に金融機関自体がみずから監査するということをもやつて行きたい。戦前に復すると同時に、それ以上のことをもいたして行きたいと考へるのであります。一般金融機関に對してそういうような考へを持つておりまして、協同組合に對してもやはり自主的の監査をする。更に必要に應じては従来の機構を整備改善しまして、監査の機構をも作りたい。かように考へておる次第であります。政府の指導の下に自主的にやつて行きたいと、こう考へる次第であります。そうしてこういうような措置をとるためには、或いは必要があれば立法にも訴へ、或いは或いは立法の必要のない場合には適當な特別の措置によつてやりたいと、こう考へておる次第でございます。今後この庶民機關、國民に一番先に接するこの小規模の機關として信用業務を営む者が或いは他にもできる者があ

るのではないかと考へるのであります。こういうようなものができますれば、更に協同組合その他も併せ考へ、一般の銀行信託等の金融機関も併せ考へまして、適當なる措置を講じたい。かように考へておる次第であります。政府は信用業務の発達及び健全なる発達ということについて、十分の指導をいたして行きたいと、かように考へておる次第でございます。

それから農林中央金庫の問題であります。これは先程申しあげましたように、現在農林中央金庫はこの補償打切りその他によつて整備をいたすことになつておるのであります。併し農林中央金庫が多年培われたその経験と知識というものは、非常に大事であり、尙農業金融の中心として、將來にも非常に働いて頂かなければならぬと考へておるのであります。整備と同時に必要があれば更に擴大をして大いにやつて行きたいと私は考へておる次第であります。

それからこの農業方面或いは農業及び農地その他の関係において、政府は從來補助金を相當に出しておつた。今後は補助金が少くなるであらう。この場合には金融が變るであらう。こういうお話であります。戦時中はこの補助金その他が少くなつた。殊に終戦以來この困難なる財政を切り盛りするためには相當減少しておるのであります。政府としても或いは公共事業費とか、或いは開拓の費用とかその他のために必要があれば財政の許す限りにおいていろいろの資金をも出したいと考へておるのであります。尙金融の面においてもこれを大いにやつて頂くということとは全く同感であります。そこで農林中央金庫その他或いは必要に應じては先程申しあげましたように、制度を多少改め、復金の信用その他をこれに添加して疏通を図りたいと考へる次第でございます。簡單でございます。

〇石川准吉君 お話で先ず分りましたのですが、農業團體の監査連合会の問題につきましても從來今の補助金というものは昔決めた補助金の額とあまり違つていないために非常に諸所に支障を來しておると思ひますが、これはただ金融だけの問題でなく事業一般の監査をやつておる團體でありますので、更

にこれを強化いたしまして、今後できまるところの農業協同組合の事業の運営を図るということには極めて大切だと思ひますが、これに對しまして農政局長の御意見を伺いたい。

〇政府委員(山添利作君) 監査が必要であります自治團體の監査の連合会、これに對する補助金は一般の補助金が非常に壓縮されておる。壓縮をされておるといふよりも、いろいろの物價の値上り等に対して、それに及ばないという状況にありますが、これに對して、監査連合会の如き特別の収入の途もございませぬ者につきましても特別な窮乏を感じておるわけでありまして、今後におきましても、この金融を中心としての協同組合の監査事業につきましても、固より大切でありますので、監査機能を強化をする。それについて監査連合会の形をいかにして行くかということにつきましても、又新しい情勢に即して十分考へたい。研究をいたしたい。かように考へておる次第であります。

〇岡村文四郎君 大蔵省の大臣、又局長からいろいろの負債金融についてお話を承りましたが、私が今非常に心配をいたしておりますことは、御承知のように十数年前は、日本の農村の負債に對して、議會でも機会ある度毎に問題になり、あらゆる方面が心配をして参りました。負債整理組合を組織し、あらゆる方面でどうにか負債がなくなりかけておる時期であります。そこで外部では非常に農村に潤沢な金があるようなことを言つておられる向きもあるのですが、實際は全然違つて

おりました。やがて農村恐慌が來るといふことを言つておられますが、現に私は來ておると考へております。そこでこの際農業協会が解体して新しく協同組合が発足したものであります。が、今後におきます農村の金融は相當多額のものが必要ならば、現在の農村は救ひ得られないと、心配をいたしてあります。そこで市町村の農業協同組合も大いに全力を挙げて貯金の吸収もしなければならぬ時にあります。とて、もういう金では間に合はんと考へております。そこで大蔵當局で、あらゆる部面に金融が必要であり、殆ど農業、工業、商業一般というふうに分れて、金融がなされてあります。が、農村金融に對しましては、特殊な低利の金融をして貰うのでなければ駄目ではあるまいか。今までは、預金も、資金その他も低利でありましたし、又いろいろの事業の補助金もあつて、大分助かつて参りました。が、今後は補助金もありません。そこで自己の賄ひ得る範圍でやることには、全力を挙げてもそれでは間に合はぬので、必ず中央金庫を通しての融通を受けなければならぬのであります。是非、生産をいたしますその生産費に足る價格でさえも調へることができない。業を行ひます百姓のためには格段の低利の金を、全部とは申上げませんが、相當多額にお出し願うお心構えがなければ、今後の農村は救われぬと考へております。そこで大蔵大臣はいかようにお考へになつておられるか伺いたい。

次はまた実施はいたしてありませんが、今度できまるところの協同組合の末端の市町村の組合が貯金を盛んに吸収をいたしまして、その吸収いたしました

おりました。やがて農村恐慌が來るといふことを言つておられますが、現に私は來ておると考へております。そこでこの際農業協会が解体して新しく協同組合が発足したものであります。が、今後におきます農村の金融は相當多額のものが必要ならば、現在の農村は救ひ得られないと、心配をいたしてあります。そこで市町村の農業協同組合も大いに全力を挙げて貯金の吸収もしなければならぬ時にあります。とて、もういう金では間に合はんと考へております。そこで大蔵當局で、あらゆる部面に金融が必要であり、殆ど農業、工業、商業一般というふうに分れて、金融がなされてあります。が、農村金融に對しましては、特殊な低利の金融をして貰うのでなければ駄目ではあるまいか。今までは、預金も、資金その他も低利でありましたし、又いろいろの事業の補助金もあつて、大分助かつて参りました。が、今後は補助金もありません。そこで自己の賄ひ得る範圍でやることには、全力を挙げてもそれでは間に合はぬので、必ず中央金庫を通しての融通を受けなければならぬのであります。是非、生産をいたしますその生産費に足る價格でさえも調へることができない。業を行ひます百姓のためには格段の低利の金を、全部とは申上げませんが、相當多額にお出し願うお心構えがなければ、今後の農村は救われぬと考へております。そこで大蔵大臣はいかようにお考へになつておられるか伺いたい。

たしましても、その吸収いたしました

川委員からもお尋ねがありました。よき
に、矢張り信用業務でありますから、
健全なる貸出をするということが必要
であり、日本の現下の経済再建に必要
なる方面に健全なる貸出をなさるな
ば、一つ十分使えるということをお
え願いたいのであります。それが健
とか、必要なる方面ということの目
につきましましては、すでに金融機関

それからの農業金融の隅々まで、
まり知らんのだらうというお話があ
ましたが、私も多少の経験は持ち、
接触も持っているであります。そ
してこの連合会が単位組合と違つて
信用業務を専らするという点につ
て、いろいろのお話がありました
私の多年金融方面に携つているとこ
こによりますと、既に連合会というよ

大きな金融機関、中位の金融機関
なりますと、これを眞に十分発達さ
で、そうしてそれを以て農村金融の
核体として、そうして十分の働きを
すという將來への点を考えますとい
と、やはりこの兼営主義よりも分営
義で行かないと、これはいかんと思
のであります。私はいろいろな金融
関についていろいろな経験を持つて
りますけれども、兼営ではどうも十
疏通が行かなくなるのであります。

りましようけれども、それは須らくいろいろな事情というものを考えるときに、更に將來への本当の農業金融健全なる發達ということを考えるならば、矢張り連合会においてはこの分派主義ということを置いて行くようにに

府は指導したいと、これは強き決心を持つてゐる次第であります。

それからこの農林中金が先程も申述べましたように、これは組合金融機関でありまして、他の金融機関とは違つて非常に特色があるのであります。こゝういふコーペラティブ・バンク・ビジネスをいたしておりますものにつきますしては、その性能のよい所も欠点もあります。よい所を十分考へておるのではありません。よい所を發揮するためには、我々はこれを特殊金融機関の一部分に入れます、そして特殊金融機関としてその長所を十分發揮さして、行きたいというように、整備強化して行こうと、こう考へておる次第であります。他の貸利を主とした銀行、つまり株式組織の銀行、信託会社と決して同一に考へておらんことは、こゝで一つお断りして置きたい。御了承願ひます。

○島村軍次君 ちよつと先程の貯金の問題に關連して……大体御説明を承りましたが、協同組合法ができました、金融の貯金の問題は、法律上の改正もありませんし、これに対して農林中央金庫、これに対しては片手落の感じがあると思つておられますが、大蔵大臣は近き將來に、これに対する改正の御意見があるかどうかということをお併せて伺ひたいとします。

○國務大臣(農務相) 勿論これは一貫した關係を持っておりますので、先程もちよつと申し上げましたけれども、近く特殊銀行、特殊金融機関と一緒に改正を考へたいと思つておられます。そうしてそれによつてこの農業協同組合との關係も、もつとはつきりいたしたいと考へておる次第でございます。

○藤野露雄君 私は協同組合法案についてお尋ねしたいと思つておられます。法律の第二十七條には、出資口数の減少を認めるように書いてあるのがありますが、従来の産業組合法を見ましても、こゝういふうなことが書いてないのであります。私の過去の経験からいいますと、出資口数の減少を認めるということは、將來における農業協同組合の経営に大なる支障を來すと思つておられます。然るにも何処にあるか、これをお尋ねしたいと思つておられます。

法によつて行つておる業務、こゝういふうな場合においてはどうか考へるか、農民が開拓又は土地改良の目的のために共同して測量し、又は農具等の共同購入等の方法による業務を営む場合、こゝういふうな場合は、耕作又は畜養に附随する業務とみなすかどうか。若し附随する業務とみなしたならば、これらの業務に直接携つておるところの者は当然農民と解釋して差支ないのであるかどうか、これをお伺ひたいとします。

我が國現在の状況から申しますと、うと、農業の生産力を増進いたしまして、食糧の確保をはかることより急務なるものはないと思つておられます。この目的のために作られたのが協同組合であるのであります。果して然りといたしたならば、農業協同組合が生産力を増加するために、政府は如何なる援助の方法を考へておられるか。これに対する具体的方法をお示しをお願いしたいと思つておられます。若し一農業協同組合の事業の發達を阻害するやうなことがあつたらば、政府は断乎としてこれを排撃、排除する方法もとらなくては行けないのであります。私の見るところにおいては、現在石炭に対してはあらゆる増産方法を講じておられるように見えておられますが、それよりも大事な食糧増産、その他に今後努力しようとする農業協同組合に對し、石炭に對すると劣らざる熱を以て、農業協同組合を奨励せられる意思があるか。又そのために一大國民運動を起されるところの意思があるかどうかをお尋ねしたいと思つておられます。

○政府委員(山添利作君) 第二十七條の、組合員に対する出資口数の減少を規定することは不適当ではないかという意味のお尋ねであります。成程出資口数の減少ということは、組合規定の上から見て好ましいことではなからうと思ひます。併しながら大体この法律全体の精神が御承知の如く自由主義を以て一貫いたしておるのであります。組合の加入も自由でありますと共に、その脱退も又自由にいたしてゐる。かような關係から組合員自身の都合によりまして場合によつてはその人の希望により出資の減少もあり得る。こゝういふことを規定したものであります。要するにこれは全般的な組合員の出資口数の減少ではございませんが、個々の組合員の事情によつてその自由を認めたというのであります。それから第四十六條に特別決議が書かれてありますが、この中に役員が改選を特別決議としなかつた理由という御質問がありますが、特別決議にいたしなれば、役員半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上を以て決する。こゝういふことになつておるのであります。本来役員を選任又何らかの事由によつて改選ということとは非常に大切なことでございまして、従つて又それに慎重を期するということには當然でございます。本来この法律に新しい制度として、役員のリコール制を認めたということも、組合を民主的に運営するといふ意味合であります。若し五分の一以上の組合員の申出によつて改選を行うといふことであれば、そこに總會を開いて、もう一度選挙をやる。即ち信任投票を求める。こゝういふことになるわけでありまして、従つて役員なる者は、これは組合員大多數の支持がなければ固よりその事業の執行にも十全を期することが出来ないものであります。こゝういふ意味合におきましては、苟くもこゝういふうに組合員の相当部分の中から、なにか信任されていまいとこゝういふ場合におきましては、これはやはり信任投票を求める。改選をするということが必要であり、それは又通常の手続でもよいと思つておるのであります。

それから又農家の範圍について、いろいろ例をお挙げになりました。お尋ねになりましたのを伺つておられますと、私の受けました感じといたしましては、いずれも農業のカテゴリーの中に入り、又農家と見なしてよいと思ひます。その事業に携つておられます人、伺ひますところによりまして、その使用人のやうな印象を受けましたが、こゝういふ人はこゝういふ人で又農業に従事する者という資格において組合員となることができるのであります。

それからこの食糧増産、農業生産の發展に關連して、この協同組合が非常に大きな使命を持つ。その故に協同組合を政府は非常に援助するかどうかという意味の御尋ねでございますが、これは申すまでもなくこの協同組合の運動を通じて農業の生産力を高めて行きたい。食糧問題の解決、又將來いろいろ予想されるところの日本農業に對する海外の影響、又國內的ないろいろの農業の安定を図り、その生産力を昂揚して行く。これを協同組合の大きな使命として考へておることにつきましては、ひとり政府と言わず、日本農村に大きく漲つてゐるところの意見であり、又希望であると思つておるのであります。

り、又希望であると思つておるのであ

がこの組合を中心にして是正されて行く。こういうふうに考えているのであります。

○藤野野雄君　今の農民の意識であります。附随する業務を行うという場合に、その業務に従つておるところの

○政府委員(山添利作君) 開拓事業の主体につきましては、御承知のように開墾官國の分につきましては政府が引繼ぐわけでございますが、その他に政府の直接の事業を、しかく廣範圍に拡げて行くということは、實際的で

うは行かんのじやないか。かように考
えておるのであります。そこでこれか
ら委託事業といたしましては、むしろ
公共団体等が受け持つ部分が多くな
るのではないかと。さればといつて協
同組合の連合会に新たに委託をする
しない

とするもの、この他に何か定款で定めるのをごいいますか。これを定款で何らか敷衍して書くのをごいいますか。

○政府委員(山瀬利作君) これを敷衍するのをごいしませんので、その内容容を明確にする。従つて具体的に云々

の内容はどういうことを考えておられるのか、ということに質問の最後の鏝括りには是非して頂くといい、こういう積りでありますから、御期待に副うようにいたしたいと思っております。

○高橋 啓君 どうぞお願いいたします。

す。

○廣瀬與兵衛君 農業協同組合ができて、各町村にできます。それから、縣に連合会ができて、國に連合会ができるようなことになっておりますが、この國の連合会には各町村から縣を經ずに直接入れますか入れませんか。農政局長にお伺いします。

○政府委員(山縣利作君) それは法律上には何ら制限はございません。事實はそういうことはなからうと思ひます。

○委員(楠見義男君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

楠見 義男君
木下 源吾君
高橋 啓君
太田 敏兄君
門田 定藏君
羽生 三七君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
木村三四郎君
小杉 繁安君
佐々木鹿蔵君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君

國務大臣

山崎 恒君
板野 勝次君
廣瀬與兵衛君

政府委員

大藏大臣 栗栖 越夫君
農林政務次官 井上 良次君
農務局長 山添 利作君
農務課長 利作君

十月四日本委員会に左の事件を付託された。
一、茨城縣下のかん害対策助成に関する請願(第二百七十六号)
一、大池用水幹線改良に関する請願(第二百九十号)
一、主食配給に関する陳情(第三百六十号)

一、農業協同組合法案に関する陳情(第三百七十八号)
一、農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に関する陳情(第三百八十号)
一、奈良縣下のかん害対策に関する陳情(第三百八十七号)
一、農業協同組合法案に関する陳情(第三百九十号)

一、農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百九十二号)
一、農業共済保險法案中の農家負担等に関する陳情(第三百九十三号)
一、食糧緊急対策に関する陳情(第三百九十九号)
一、養蚕協同組合獨立強化に関する陳情(第四百号)

(請第二百七十六号) 昭和二十二年九月二十五日受理
茨城縣下のかん害対策助成に関する請願

請願者

茨城縣知事 友末洋治
紹介議員 大島農夫雄君外三名

縣下のかん害は、日増しに深刻さを加えその被害面積約九万町歩、総作付の約六割に及び二十年來かつて見ざる被害である。これが緊急対策としてあらゆる機動力を動員して日夜を分かたず井戸掘り等に努めているが一部作物は既に枯死している状態。今後相当の降雨があつても到底回復の見込が立たない程であり、かくては今後の食糧の供出にも重大な支障を來すこととなるので縣としても当面窮狀打開に努力しているが、これがためには多額の経費を要し、危機にひんしてゐる本縣の財政では如何とも爲し得ないから、経費及び資材につき高度の助成援助を賜りたいとの請願。

(請第二百九十号) 昭和二十二年九月二十七日受理
大池用水幹線改良に関する請願
請願者 大阪府泉南郡日根野村
長 日東外三十一名
紹介議員 左藤 義詮君

大阪府泉南郡下の各町村の耕地約八百町歩のかんがい用水たまり池の親池である大池の貯水水源は、櫻井川の上流より雨山をう過り引水しているがこの水路は曲折おおく途中の損失水量がおおいのので右各町村の耕作民はかん害対策上からもこの水路の改良工事の実施を望んでいるが、かゝる大事業は、町村の財力では如何とも爲し得ないから、國庫補助によつて右工事を実施されたいとの請願。

(陳第三百六十号) 昭和二十二年九月十五日受理
主食配給に関する陳情
東京都大田區議會議長 永久保
新藏
主食の欠配、運配のため生産意欲を十分に發揮することが出來ず、延いて産業經濟上影響するところが少くないから、主食配給量は、少くとも月に十分は米を含むよう最善の努力を拂われたいとの陳情。

(陳第三百七十八号) 昭和二十二年九月十七日受理
農業協同組合法案に関する陳情
靜岡市屋形町二四番地靜岡林業會長 戸塚昌安外二十四名(外十五件)
この陳情の趣旨は、陳第三百四十二号と同じである。

(陳第三百八十号) 昭和二十二年九月十七日受理
農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に関する陳情
青森縣弘前市元長町高谷方青森縣中弘農政協會 高橋隆治外百五十六名
近々実施の段階に入つた農地調整法、自作農創設特別措置法に速かに再檢討を加へ、
一、小作料がさく取であるが如き、地主についての誤つた認識を是正すること。
二、小作料を適正にし物納金納の何れとも隨意とすること。
三、保有面積を拡大し保有中の農地は自作、小作とも面積に制限を附せず、且つ超過農地の小作人への賣却については關係者に一任し、超過農地の買上

價格を適正ならしめること、殊に、保有農地を五町歩以上、買上價格、時價代金は現金をもつて支拂い、なおこれ等事項を公平に処理するため、農地委員を地主、小作人代表として同数とすること等の諸点を適宜改善されたいとの陳情。

(陳第三百八十七号) 昭和二十二年九月十八日受理
奈良縣下のかん害対策に関する陳情
奈良縣農業會長 駒井藤平
大和平野における稲作は、河川に恵まれずため池及び井戸等の小施設によつて用水を補ひ降雨に依存しているが例年かんばつをひき起している。本年のかんばつは本縣の稲作史上未だの激甚であつた。これが緊急対策としてかん害地帯農家は多額の資金、資材、勞力を投じて種々の設備を行つたが、これに對し國家よりの補償が與えられないと次年度の再生産は勿論生活すら保ち難い慘狀であるから、二億六千六十二万円の國庫補助と、吉野川分水等の根本対策を要望するとの陳情。

(陳第三百九十号) 昭和二十二年九月十八日受理
農業協同組合法案に関する陳情
宇都宮市江野町三二〇一番地栃木縣農林組合連合會會長 福田七右衛門外千七百六十九名(外百六十二件)
この陳情の趣旨は、陳第三百四十二号と同じである。
(陳第三百九十二号) 昭和二十二年九月十九日受理
農業会の農業技術者給與國庫補助に關

藤野 繁雄君
九月二十五日受理
茨城縣下のかん害対策助成に関する請

(陳第三百六十号) 昭和二十二年九月
且つ超過農地の小作人への買掛について
ては関係者に一任し、超過農地の買上
農業会の農業技術者給與國庫補助に關

する陳情

兵庫縣有馬郡三田町農業会長
大西長次外十八名(外二件)

この陳情の趣旨は、陳第四十六号と同じである。

(陳第三百九十三号) 昭和二十二年九月十九日受理

農業共済保險法案中の農家負担等に関する陳情

青森市古川字美法二七番地 齋藤俊治

今回政府は農業共済保險法案を國會へ提出するとのことであるが、右案によると一般農家の負担額極めて大きく農家実負担の水稻一反歩当り五十一円五十六銭という額は、生産力低く、かつ氣象的障害の多い本縣農家は、到底その負担に堪えないから、眞に働く農民が満足しかつ安心して耕作に従事出来るよう陳情書記載の事項の実現に対し特別の配慮を拂われないとの陳情。

(陳第三百九十九号) 昭和二十二年九月二十日受理

食糧緊急対策に関する陳情

東京都港区議會議長 高雄健龍

連合軍の放出食糧により一應計画欠配及び過配の解消を見たが現在の配給量では、日本再建に必要なエネルギーに程遠く従つて食糧問題に関する國民の苦惱は、なお続くものと考えられるから、一、主食の統制を強化し完全なる配給をなすこと 二、生鮮食糧品の現行統制を撤廃すること 三、空閑地利用に適切なる指導をなすこと 四、食生活の合理化を指導すること等速かに食糧対策を樹てられたいとの陳情。

(陳第四百号) 昭和二十二年九月二

十日受理

養蚕協同組合独立強化に関する陳情

長野市南縣町産業會館内長野縣養蚕業会長 木下照一

政府は、今期國會に農業協同組合法案を提出されると聞いているが、養蚕者のみを対象とする共同事業が非常におおいので、該法案成立の上は速かに養蚕協同組合を單獨組織させ、養蚕者の經濟活動の促進並びに養蚕指導の徹底を図り、養蚕業の復興に寄與し得るよう、適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十二年十二月十六日印刷

昭和二十二年十二月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局